

# (公社)全国ハウスクリーニング協会ご入会のお願い

## ハウスクリーニングは成長産業

女性の社会進出や人口の急速な高齢化、住宅の洋式化や住宅の内装材の変化等を背景にハウスクリーニングサービスへのニーズが高まっています。

従来、ハウスクリーニングというと戸建て住宅が主な対象でしたが、エアコンやバスルーム、システムキッチン、レンジフードなどを備えたマンションからの受注が多くなり、同時に共働きの家庭などの増加によって、ハウスクリーニングを専門業者に発注する家庭が増加しています。

また、生活の洋式化に伴って、フローリング床の増加や玄関周りの石材汚れ、また、キッチン周りの油汚れや水周りのカビなど一般家庭の主婦では簡単に落とせない汚れも増えています。

こうした社会情勢の変化を背景として本協会は、定款を改正して協会の名称と事業内容を見直し、平成13年4月2日に厚生労働大臣の認可を得て、社団法人としてまた、平成25年4月1日には**公益社団法人全国ハウスクリーニング協会**として新たな一步を踏み出しました。

そうした中で、業界唯一の公益社団法人として認められた本協会では、独自にハウスクリーニングに関する実務研修会を開催して、技術・技能の向上に取り組んでいるほか、平成13年10月からハウスクリーニング技士通信訓練制度を開設、同時にハウスクリーニング技士技能審査制度を創設しております。

**平成24年度からは、厚生労働大臣よりハウスクリーニング職種技能検定試験の指定試験機関として指定を受け、国家資格である「ハウスクリーニング技能士」が誕生し、今後益々、業界の発展につながる礎を築くことができました。**

## 入会は今がチャンス

本協会は単なる業者団体やフランチャイズと異なり、公益社団法人ですから入会することにより、会員であることを看板に事業展開ができ、厚生労働大臣より受けた指定試験機関であることが社会的信用度を大きく引き上げるものでもあります。

**平成24年4月23日に、ハウスクリーニング職種技能検定試験に厚生労働大臣より指定試験機関の指定を受け、平成24年度より技能検定試験が開催されました。**

これにより、ハウスクリーニング技能士制度が始動したことにより、業界・ハウスクリーニング従事者の技術が飛躍的向上が望め、得意先へも裏付けられたアプローチができます。

急成長する市場を手中にし、企業を繁栄に導くためにも本協会に入会されまして、各種の実務研修会を受講され、従業者の技術・技能を向上させるようお勧めいたします。

### ■入会の特典

- ◎HCA会報（年2回発行）
- ◎ホームページ会員名簿に掲載
- ◎会員名簿（年1回発行）
- ◎研修会の参加（会員価格）
- ◎テキスト（会員価格にて販売）
- ◎会員之章（社名入り貸与）
- ◎新規ご入会時、技術研修会に1回1名無料  
（1年間有効）

### 協会の主な活動



公益社団法人全国ハウスクリーニング協会

## ●概要

**設立年月日** 昭和54年12月28日 社団法人 全国インテリアクリーニング協会  
平成13年4月2日（改称）社団法人 全国ハウスクリーニング協会  
平成25年4月1日（公益社団移行）公益社団法人全国ハウスクリーニング協会  
**所轄省庁** 内閣府総務省

### 役員氏名（会員内役員）

名誉会長	柳澤 道子	理事	金山 光二
会長	齊藤 照夫	理事	澤 一良
副会長	宇尾 好博	理事	中川 満
副会長	宇戸 弘幸	理事	藤 眞臣
副会長	武田 陽子	理事	井原 修
専務理事	堤 昭一	監事	飯塚哲次郎
		監事	山本 利治

## ●設立の趣旨及び目的

当公益社団法人全国ハウスクリーニング協会は、昭和54年12月家庭用のじゅうたん等のインテリア製品に係るクリーニングの業務に関し、技術の開発、技術者の養成等を行うことにより知識の普及向上を図り、公衆衛生の向上・住居内における健全な環境の確保に資することを目的として、厚生省の認可による社団法人全国インテリアクリーニング協会として設立され、爾来30有余年にわたり設立の目的に沿って発展を遂げてまいりました。

時代の変遷とともに、建築資材、住宅の維持管理の方法等も著しく変化し、個人の居住環境を一層重視する行政指導が行われるようになり衛生的で健康的な快適環境を確保するためのハウスクリーニングに関する支援事業が注目されるようになりました。当協会におきましては、このような時代の趨勢に鑑み、平成13年4月2日付けをもって厚生労働大臣の認可を得て社団法人全国ハウスクリーニング協会に改称、新たにハウスクリーニングに関する技能者の養成訓練・技能審査制度を経て、平成24年4月23日に「ハウスクリーニング技能士」の技能検定試験を実施する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正が行われ、本協会が技能検定の指定試験機関との認定を受け、有能な技能者の育成及び資質の向上に努めているところであり、また、平成25年4月1日には公益社団法人の認定を受け、今後更なる発展が期待されているところであります。

## ●当協会の行う主な事業

- (1) 主として家庭用じゅうたん等のハウスクリーニング及びインテリアクリーニングに関する技術及び性能の調査、研究並びに技術の開発
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成14年6月11日厚生労働省令第77号）に定める指定試験機関の指定を受けハウスクリーニング職種に係わる技能検定試験のうち、同省令に掲げるものの実施に関する業務ならびに付帯する業務
- (3) インテリアクリーニングの作業基準及び設備基準の設定
- (4) 技術者養成のための講習会及び研修会の開催
- (5) ハウスクリーニング及びインテリアクリーニングに関する知識の普及のための広報宣伝
- (6) ハウスクリーニング及びインテリアクリーニングに関する刊行物の発行
- (7) 海外先進国とのハウスクリーニング及びインテリアクリーニングに関する技術及び技能の交流
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業および同事業を支援するために必要な事業を行う。

## ●入会手続き

### 入会の方法

当協会所定の入会申込用紙に必要事項をご記入のうえ、お申し込み下さい。

### 会 費

入会金及び会費（月額）は次表の通りです。

会 費	入 会 金	会 費（月額）	年 間 総 売 上 高
正会員 A	50,000円	10,000円	1億円以上
正会員 B	50,000円	7,000円	3千万円以上1億円未満
正会員 C	50,000円	5,000円	3千万円以下
賛 助 会 員	50,000円	2,000円	資機材メーカー

### 1. 正 会 員

入会金 50,000円

会 費 年2回（A、B、C何れか）口座より納入

- (イ) 会費は、貴社の自己申告制とします。また、年間総売上高の算定は、ハウスクリーニング及びインテリア製品に係るクリーニングの業務の年間総売上額の合計額とし、上表（A、B、C）の何れかの額になります。
- (ロ) 入会のお申し込みをいただきますと、協会より請求書をお送りいたしますので、請求書の記載金額をお振り込み下さい。  
なお、年度途中ご入会の場合のご請求額は、上記（A、B、C）の月額のみ計算とします。
- (ハ) 次年度からは上記の月額を前期6ヶ月分（4月～9月）後期6ヶ月分（10月～翌年3月）に区分し、預金口座から引き落とし（4/27及び10/27休日の場合は翌営業日）より納入していただきます。

### 2. 賛 助 会 員

入会金 50,000円

会 費 年1回（24,000円）口座より納入

- (イ) 入会時の会費は、年額を12で除し、残月数分をまとめてお納め下さい。
- (ロ) 次年度からは、（10月～翌年9月）年1回預金口座から引き落とし（10/27休日の場合は翌営業日）より納入していただきます。